

福島県被災地の子どもたちリフレッシュ支援事業業務委託応募要領

1 企画・見積書記載項目

- (1) 会計概要
- (2) 過去5年以内の同程度規模の実績
- (3) 企画書の記載項目 旅程、添乗員の人数、安全対策等
- (4) 委託業務の見積（見積額は内訳を付すこと。）

2 企画条件

- (1) 実施時期 平成24年9月15日（土）～17日（月）2泊3日
- (2) 対象者 福島県在住、盛岡広域8市町村在住及び宮古市周辺在住の小学4年生から小学6年生
- (3) 定員 120人
(内訳) 福島県在住60人、盛岡広域8市町村30人、宮古市周辺30人
- (4) 募集手続 業務受託者が行うものであること。
- (5) 参加料 無料
- (6) 訪問先 盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町の全8市町村に滞在又は宿泊するような旅程を企画すること。
- (7) コース 3グループ以上のコースに振り分けすること。
- (8) 連携 事業の企画・実施にあたっては、必要に応じて旅行代理店等旅行取扱業務に経験・実績を有する企業等との連携・協力を図ること。
- (9) 添乗員 各コース1名以上を配置すること。
- (10) 事業趣旨の理解 屋外活動と交流を重視した小学生に相応しい企画とすること。
- (11) 広告 経費の縮減に配慮しながら効果的な広告を行うこと。
- (12) 見積金額 総額が5,050千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以下となるように企画すること。

3 その他

- (1) 企画・見積書の様式は任意とする。
- (2) 企画・見積書は理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 企画・見積書の作成に際し、特許権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。
これらの問題が発生した場合は、当会は一切の責任を負わない。
- (4) 企画提案の著作権は、それぞれの提案団体に帰属するものとする。ただし、公表等が必要な場合及び、その他当会が必要と認めるときは、当会は無償で使用できるものとする。
- (5) 企画・見積書は、委託先の選定後、盛岡市情報公開条例（平成12年12月26日条例第51号）上非公開となるものを除き、公文書公開の対象とする。
- (6) 企画・見積書の作成に必要な費用は、応募者の負担とする。